

☆ サン・はぎわらは、ワーク・ライフ・バランスの推進、家庭と仕事の両立のための制度を整えています。

働く職員も「元気いっぱい、笑顔いっぱい、友達いっぱい」でいるために！



- 1, 「個人面談」や「提案制度」など、職員の意見・要望を聞く職場環境があります。
- 2, 職員の健康を戦略的に考えて「健康経営」を行っています。
- 3, 「育児取得率」及び「復帰率」を100%維持達成しています。
- 4, 産休復帰した正職員の「短時間勤務」を可能にしています。
- 5, パート職員の給与支給を「月給制」で実施（一部を除く）しています。
- 6, 短時間勤務（7・6・4H）、週4日・3日勤務等「多様な働き方」が出来る職場です。
- 7, 年間休日が多く時間外労働が少ない職場で、年間実働時間が全国平均より少ない職場です。
- 8, 女性管理職が大勢活躍している職場で「管理職へキャリアアップ」出来る体制を整えています。
- 9, 子育てイベント「森の宝島」、小中学校での「いのちのふれあい講座」、「森のようちえん」、「農園活動」、また「ファミリー・サポート・センター」事業など、地域と一体となって子育てに取り組む環境を創っています。
- 10, 土日祝祭日の職員研修は、無料の企業内集団託児を行い、誰もが研修に参加しやすい環境を整えています。

育児休業	子が3歳に達する年度の3月31日まで取得可能。過去3年、女性の育児休業取得率100%
短時間勤務	小学校就学前の子を養育する社員は申し出により6時間勤務とすることが可能。
子の看護休暇	小学校就学前までの子1人あたり5日（2人以上は10日）を限度として、時間単位で取得可能、有給。
介護休業	家族1人につき通算93日間の範囲で取得可能。
介護休暇	要介護状態にある当該対象家族1人あたり5日（2人以上は10日）を限度として、時間単位で取得可能。
所定外労働の制限	小学校就学前の子、また介護をしている職員は所定外労働が免除・制限される。

多様な勤務体制	家庭との両立支援のため働く時間を選択可能。（パート職員） 短時間勤務のパート職員の給与を令和2年度より（一部を除き）時給制から月給制に。
特別休暇	年次有給休暇とは別に、夏季休暇、年末年始休暇、結婚休暇、慶弔休暇、など有り。
職場環境の改善	役員と職員で構成する「働き方について考える委員会」と「衛生委員会」を設置し、働きやすい職場に向けた提案、また職業病予防のための取り組みなど、職員の働き方や、安全と健康について考えている。
年休取得率	2019年度 = 65% 2020年度 = 84% 2021年度 = 62% 2022年度 = 85% 時間単位で取得可能
所定外労働時間	2022年度、従業員1人当たり月平均2時間30分 毎月第2水曜日は「ノー残業デー」

* 今後もさらに働きやすく定着しやすい環境へ整備します。

自分たちの手で一歩前へ!!



・役員と職員で働き方について考える会



・指導者のための森林体験学習



・地域連携 いのちのふれあい講座



・子育てイベント「森の宝島」